

各種調査計画策定支援に関するパンフレット

男女共同参画計画

男女共同参画推進計画の策定支援

株式会社 邑計画事務所

1. 男女共同参画推進計画

策定の背景について

国は平成22年に「男女共同参画社会基本法」を制定し「女性の活躍による経済社会の活性化」(男性、平等に活躍する社会)、「男女共同参画社会」を掲げ、男女共同参画社会の構築を推進する方針を打ち出した。この方針に基づき、国は「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女共同参画社会の構築を推進する方針を打ち出した。この方針に基づき、国は「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女共同参画社会の構築を推進する方針を打ち出した。

策定の目的

- 男女共同参画社会の構築を推進すること
- 男女共同参画社会の構築を推進すること
- 男女共同参画社会の構築を推進すること
- 男女共同参画社会の構築を推進すること
- 男女共同参画社会の構築を推進すること
- 男女共同参画社会の構築を推進すること
- 男女共同参画社会の構築を推進すること
- 男女共同参画社会の構築を推進すること
- 男女共同参画社会の構築を推進すること
- 男女共同参画社会の構築を推進すること

策定の手続き

1. 策定の目的の明確化
2. 策定の範囲の決定
3. 策定の主体の決定
4. 策定のスケジュールの決定
5. 策定の進捗管理の決定

2. 計画策定の進め方

策定フロー

1. 策定の目的の明確化
2. 策定の範囲の決定
3. 策定の主体の決定
4. 策定のスケジュールの決定
5. 策定の進捗管理の決定

現状・課題の把握

1. 現状の把握
2. 課題の把握

計画の作成

1. 計画の作成
2. 計画の承認

計画策定や実施のための様々な留意点

1. 計画策定や実施のための様々な留意点

3. 業務の基本方針

業務の取り組み姿勢

1. 業務の取り組み姿勢

業務の進め方

1. 業務の進め方

業務の体制

1. 業務の体制

業務の業務実績

1. 業務の業務実績

株式会社 邑計画事務所

020-0877 日本橋区本町2 / 総機 1-26

TEL: 03-633-1004 FAX: 03-633-1004

E-mail: info@citykeikaku.com

URL: http://www.citykeikaku.com/ 担当: 上野, 吉野

介護保険事業計画

第6期介護保険事業計画等の調査策定支援

株式会社 邑計画事務所

1. 計画策定のポイント

策定の目的

1. 策定の目的

策定の進め方

1. 策定の進め方

策定の体制

1. 策定の体制

策定の業務実績

1. 策定の業務実績

2. 計画策定の進め方

策定フロー

1. 策定の目的の明確化
2. 策定の範囲の決定
3. 策定の主体の決定
4. 策定のスケジュールの決定
5. 策定の進捗管理の決定

現状・課題の把握

1. 現状の把握
2. 課題の把握

計画の作成

1. 計画の作成
2. 計画の承認

計画策定や実施のための様々な留意点

1. 計画策定や実施のための様々な留意点

3. 業務の基本方針

業務の取り組み姿勢

1. 業務の取り組み姿勢

業務の進め方

1. 業務の進め方

業務の体制

1. 業務の体制

業務の業務実績

1. 業務の業務実績

株式会社 邑計画事務所

020-0877 日本橋区本町2 / 総機 1-26

TEL: 03-633-1004 FAX: 03-633-1004

E-mail: info@citykeikaku.com

URL: http://www.citykeikaku.com/ 担当: 上野, 吉野

食育推進計画

食育推進計画の策定支援

株式会社 邑計画事務所

1. 食育推進計画

策定の背景について

1. 策定の背景

策定の目的

1. 策定の目的

策定の進め方

1. 策定の進め方

策定の体制

1. 策定の体制

策定の業務実績

1. 策定の業務実績

2. 計画策定の進め方

策定フロー

1. 策定の目的の明確化
2. 策定の範囲の決定
3. 策定の主体の決定
4. 策定のスケジュールの決定
5. 策定の進捗管理の決定

現状・課題の把握

1. 現状の把握
2. 課題の把握

計画の作成

1. 計画の作成
2. 計画の承認

計画策定や実施のための様々な留意点

1. 計画策定や実施のための様々な留意点

3. 業務の基本方針

業務の取り組み姿勢

1. 業務の取り組み姿勢

業務の進め方

1. 業務の進め方

業務の体制

1. 業務の体制

業務の業務実績

1. 業務の業務実績

株式会社 邑計画事務所

020-0877 日本橋区本町2 / 総機 1-26

TEL: 03-633-1004 FAX: 03-633-1004

E-mail: info@citykeikaku.com

URL: http://www.citykeikaku.com/ 担当: 上野, 吉野

子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援事業計画の調査報告文書

U-Planning Co., Inc.
株式会社 邑計画事務所

1. 今後の子ども・子育て支援について

子ども・子育て支援法第10条の2において、子ども・子育て支援法に基づき実施することを目指すこととして、2012年6月1日付、子ども・子育て支援法に基づき実施することとする旨の通知がなされた。

- 認定こども園制度の導入（幼稚園型認定こども園の設置）
- 認定こども園、幼稚園、保育所等の一体的な運営体制の構築
- 地域の子ども・子育て支援の充実（保育施設、地域子育て支援拠点）
- 児童福祉法（児童福祉）の改正
- 児童福祉法（児童福祉）の改正
- 児童福祉法（児童福祉）の改正
- 子ども・子育て支援の推進

国が定める計画に基づき、自治体の計画を策定し、実施することとする旨の通知がなされた。

2. 「市町村子ども・子育て支援事業計画」策定のポイント

国が定める計画に基づき、自治体の計画を策定し、実施することとする旨の通知がなされた。

項目	内容
1. 計画の策定	国が定める計画に基づき、自治体の計画を策定し、実施することとする旨の通知がなされた。
2. 計画の実施	国が定める計画に基づき、自治体の計画を策定し、実施することとする旨の通知がなされた。
3. 計画の見直し	国が定める計画に基づき、自治体の計画を策定し、実施することとする旨の通知がなされた。

3. 計画策定の支援

国が定める計画に基づき、自治体の計画を策定し、実施することとする旨の通知がなされた。

国が定める計画に基づき、自治体の計画を策定し、実施することとする旨の通知がなされた。

4. スケジュール（案）

国が定める計画に基づき、自治体の計画を策定し、実施することとする旨の通知がなされた。

作業項目	10/1	10/2	10/3	10/4	10/5	10/6	10/7	10/8	10/9	10/10
1. 計画の策定										
2. 計画の実施										
3. 計画の見直し										

5. 業務の基本方針

国が定める計画に基づき、自治体の計画を策定し、実施することとする旨の通知がなされた。

国が定める計画に基づき、自治体の計画を策定し、実施することとする旨の通知がなされた。

国が定める計画に基づき、自治体の計画を策定し、実施することとする旨の通知がなされた。

国が定める計画に基づき、自治体の計画を策定し、実施することとする旨の通知がなされた。

各種業務支援を行っております。お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせは
株式会社 邑計画事務所 (U-Planning Co., Inc.)
担当：村上、吉田